

# 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等 技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、次のとおり特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

## 1 特例措置の内容

次の対象工事または業務委託の受注者は、工事請負契約書第57条、業務委託契約書（設計業務等）第56条の定めに基づき、令和3年3月15日が適用基準日の労務単価（030315 労務単価）に基づく契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

## 2 対象工事及び業務委託

令和3年3月1日以降に契約を行う工事及び業務委託のうち、令和3年3月14日以前に入札公告又は指名通知を行うものが対象です。

## 3 受注者からの請求

- 協議の請求の意向がある場合は、別添様式を添付した工事または業務打合せ簿により、監督職員に協議を行ってください。
- 協議については、契約締結後、原則15日以内に行ってください。

## 4 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負金額（委託料）の額については、次の方式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{変更後の請負金額(委託料)(税抜)【千円単位】} &= \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \begin{array}{l} \text{新労務単価により} \\ \text{算出した設計額} \end{array} \\ \text{変更後の請負金額(委託料) (税込)} &= \text{変更後の請負金額(委託料) (税抜)} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

## 5 その他

「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」に留意してください。